

春日井市図書館ボランティア団体の認定等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市が設置する図書館（図書室を含む。以下「図書館」という。）において、図書館の事業又は業務を支援するためのボランティア活動を継続的に行う団体を図書館ボランティア団体として認定するために必要な事項を定めるものとする。

(認定の要件)

第2条 図書館ボランティア団体の認定要件は、次のいずれにも該当する団体とする。

(1) 市内を中心に、次のいずれかの活動を行う団体であること。

ア 音訳、点訳等の資料製作、対面読書等の障がい者サービス

イ 読み聞かせ、おはなし会等の読書啓発活動

ウ 読書会、ビブリオバトル等の読書啓発活動

エ 図書館が主催するイベント、講座等の運営補助

オ その他教育委員会が図書館の運営上適当と認める活動

(2) 団体の構成員が2名以上であって、構成員の3分の2以上の者が市内に在住、在勤又は在学していること。

(3) 図書館における活動実績又は具体的な活動計画を有すること。

(4) 営利を主たる目的としないこと。

(5) 特定の政党、宗教又は政治的主義を支持し、又は宣伝することを目的としないこと。

(6) 団体の目的、活動内容、代表者等を定めた規約又はこれに準ずるものを有すること。

(認定の申請)

第3条 図書館ボランティア団体の認定を受けようとする者は、図書館ボランティア団体認定申請書（第1号様式。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類

を添えて教育委員会に提出しなければならない。

(1) 規約又はこれに準ずるもの

(2) 会員名簿

(3) 図書館における活動実績又は具体的な活動計画に関する書類

(4) 前3号に定めるもののほか、教育委員会が必要と認める書類

2 次条の規定による認定を受けたボランティア団体が第5条の有効期間満了後も引き続いて認定を受けようとするときは、有効期間満了の1か月前までに申請書を教育委員会に提出しなければならない。

(認定の決定及び通知)

第4条 教育委員会は、前条の申請があったときは、その可否を決定し、図書館ボランティア団体認定通知書（第2号様式）又は図書館ボランティア団体認定不決定通知書（第3号様式）により、速やかに前条の申請をした者に通知するものとする。

(認定期間)

第5条 認定の有効期間は、認定の日から1年間とする。ただし、年度の途中において認定を受けた場合における認定の有効期間は、認定の日から当該認定の日の属する年度の3月31日までとする。

(実績報告)

第6条 図書館ボランティア団体は、前条の有効期間満了後速やかに図書館ボランティア団体実績報告書（第4号様式）を教育委員会に提出しなければならない。

(認定の取消)

第7条 教育委員会は、図書館ボランティア団体が次の各号のいずれかに該当するときは、認定を取り消すことができる。

(1) 虚偽の申請その他不正な手段により認定を受けたとき

(2) 活動が図書館の運営に支障を及ぼすと認められるとき

(認定団体への支援)

第8条 教育委員会は、認定団体に対し、次の支援を行うものとする。

- (1) 活動に必要な図書館資料の貸出
 - (2) 図書館ホームページ等を通じた活動の広報
 - (3) 活動に必要な研修及び情報提供の実施
- (雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

この要綱は、令和8年9月1日から施行する。